

## 地域生活圏における機能（解決すべき課題）と空間的範囲（2）

- 1 地域生活圏について、国土の長期展望においては「人口10万人前後の圏域を一つの目安」として提示されており、ある地域生活圏の空間的な範囲は、市町村界を目安にひとつの範囲だけが導き出されると受け取られることが多い。
- 2 地域生活圏の空間的な範囲を改めて考えるに当たっては、地域生活圏が成り立つために必要とされる様々な機能（解決すべき課題）ごとに、デジタルの活用を前提に、住民（企業）から求められる機能が十分に発揮できる（＝課題を解決するために必要な）空間的な範囲を考える必要がある。

「(1)日々の日常生活に必要な機能」については、概ね人口10万人前後あれば、これらの機能は確保できると考えられる。

一方で、空間的な範囲については、行政界によって左右されるものではなく、また、機能ごとに異なっていると考えられ、ひとつの地域生活圏を採り上げた場合に「すべてについてこの範囲」として境界を分かつようなことはできないと考えられる。

「(2)生活に必要な所得を得るために必要な機能」は、主として産業面での機能であるが、これについては、経済活動の実態から、地域生活圏のような一定のエリアに限定して論じることにはなじまず、いずれの地域生活圏においても産業として成長していくことが求められるものであり、地域生活圏の空間的範囲を左右する要素ではない、ということだと考えられる。

「(3) 日常に潤いを与える文化的な生活に必要な機能」「(4) (1)～(3)の機能を支える要素」は、その性質上、空間的な範囲を左右する要因ではなく、いかなる空間的な範囲であれ、その中で確保できる／確保しなければならないものであると考えられる。

3 また、これらに共通して、これらの機能を担う民間側の主体（ステークホルダー）の活動（自然環境はその広がり）は必ずしも市町村界を前提としていないことから、地域生活圏の空間的な範囲は、これらのステークホルダーの活動の範囲を念頭に、住民目線（企業目線）で捉えるべきものであると考えられる。

4 以上から、

- ① 「(1)」～「(3)」のいずれの機能（課題）についても、個々の市町村界をベースに考えるべきものではなく、市町村界を越えて住民目線（企業目線）で捉えるべきものであり、
- ② どこまでを地域生活圏の範囲とすべきかは、要素となる機能（課題）ごとに異なるものであるが、重要な要素である地域交通の機能に必要な範囲を考慮すると、人口規模 10 万人前後を満たす空間的な範囲がベースになる

と考えられ、すなわち、地域生活圏とは、

- ③ 人口規模 10 万人前後を満たす空間的な範囲をベースとしつつ、要素となる機能（課題）ごとに柔軟に捉えて、機能（課題）ごとに必要となる空間的範囲内で、関係するステークホルダーが連携して取り組むべきものである

と言えるのではないか。

なお、「10 万人前後」というのは、あくまでひとつの目安であり、地域ごとの機能の特色や事情などに応じて、より少ない数万人といった人口規模の場合もありうる（離島の場合はさらに小さい範囲とならざるを得ない）ことは当然である。